

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和3年1月29日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当：情報管理部
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 777南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

会計検査院の指摘により住宅ローン控除が令和4年度に税制改正？

1 会計検査院とは

私たちの税金や国債の発行によって国が集めたお金は、各府省などで国の仕事をするために使われます。国のお金ですから、適正に、また、ムダがないように、有効に使われなければなりません。会計検査院とは、この国のお金が正しく、また、ムダなく有効に使われているかどうかをチェックする機関です。会計検査院は、このような重要な仕事を他から制約を受けることなく厳正に果たせるよう、国会、内閣、裁判所いずれの機関からも独立しています。

会計検査院が検査する対象は、国のすべての会計のほか、国が出資している政府関係機関、独立行政法人などの法人や、国が補助金、貸付金その他の財政援助を与えている都道府県、市町村、各種団体などです。

2 会計検査院の検査の観点

検査には、主に「書面検査」と「実地検査」の二つの方法があります。書面検査は庁舎内で、検査対象から提出された計算書や証拠書類を検査するもので、実地検査は、検査対象機関の事務所や事業が実際に行われている現場に出張して行う検査です。検査の観点は次の5点です。

- ①検査対象機関の決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという「正確性」の観点。
- ②検査対象機関の会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという「合規性」の観点。
- ③検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという「経済性」の観点。
- ④検査対象機関の業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという「効率性」の観点。
- ⑤検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、初期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという「有効性」の観点。

検査対象機関の事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、初期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかというこのような観点で指摘が行われ、その場合数年以内に法律改正が行われることが多くなっています。

3 会計検査院からの住宅ローン控除についての指摘

令和2年11月10日、森田会計検査院長から内閣総理大臣に令和元年度決算検査報告が手交され、その中に住宅ローン控除について、「住宅ローン控除の控除率(1%)を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れているケースが多く、その場合、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回っていること、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものになっているかなどの検討が望まれる。」との会計検査院からの指摘がありました。

その指摘を踏まえ、現行の住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方が令和4年度税制改正において下記の方向で見直されることが検討されています。

4 令和4年度における住宅ローン控除の改正検討事項

- ①住宅ローンの税額控除額が支払利息額を上回っている事例が多くみられる現状を踏まえ、控除率は住宅ローン残高の1%とするが、控除額は支払利息額を上限とする。よって、確定申告もしくは年末調整の際に、住宅ローン残高1%とその年の支払利息額のうちいずれか少ない額を申告することになる。
 この場合、金融機関等が毎年10月頃に借入者に送付する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」には、現在は「年末残高」のみが記載されているため、これにその年の「支払利息額」を追加する必要がある。
 その実現には金融機関等との調整が必要である。
- ②低金利が続いている状況を踏まえ、控除率を1%から引き下げる。

5. まとめ

会計検査院は税務当局に恐れられている存在であり、検査院の提言により租税回避防止の改正が行われることが多くなっています。住宅ローン控除においても、低金利の中、1%未満で借りて1%の税額控除を受ける納税者が多数いたことも事実です。今回の改正で、その差益がなくなることになりマイホームの取得を考えておられる方には、実態は補給金である税額控除がなくなる可能性があります。すでに適用を受けている方には適用されることなないとは思われますが、この税制改正を踏まえた資金繰りが必要となりますので、今後の改正動向に十分に注意したいものです。ご不明点等ございましたら、いつでもお気軽にご相談下さい。